

「墨田区国民保護計画」(素案) に対するご意見の概要と区の考え方について

区分	分野	意見の概要	区の考え方
1-1	全体	この国民保護計画は「有事」＝戦争を想定したものであり、自衛隊や米軍の行動展開に区民が協力することを強いるものである。	<p>世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。</p> <p>この国民保護計画は、こうした努力にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の実施について定めるものです。区は、当該計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施しますが、その対処は、あくまでも武力攻撃等によって生じた災害に対するものであり、武力攻撃そのものには一切対応しないものです。</p> <p>区が国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、国民に対して必要な協力を要請しますが、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであり、強制にわたることはありません。</p>
1-2	第2編 第1章第6の2 (P42) 第4章1 (P52)	「武力攻撃事態」「有事」は防ぐことができるものであり、あってはならないものである。にもかかわらず、そのような想定で訓練をし、「啓発」と称して危機をあおり、学校の子供たちまで巻き込んでいくことは反対である。	武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合に備えて、学校において訓練や啓発を行うことは、自然災害の場合と同様に、学校における最も基本的な責務の一つであると考えています。
1-3	全体	区内には多くの在日韓国・朝鮮人が生活し、子供たちが学校へ通っている。東京第五朝鮮初中級学校も存在し、地域の学校との交流などが取り組まれてきた。この計画は、その中で区が行ってきた国際理解教育、人権推進教育に反するものである。	<p>国民保護計画は、特定の国及び組織からの武力攻撃や大規模テロ等を想定したものではありません。</p> <p>子どもたちの生命、身体等を守るための安全教育は、学校における最も基本的な責務の一つであると考えています。</p>
1-4	第2編 第4章1(4) (P52)	学校における教育について、いつから、どのような場で行うのか。また、「都教育委員会の協力」とは具体的に何か。	学校における教育の実施時期、内容等は未定ですが、区教育委員会としては、都教育委員会からの必要な指導、助言又は援助を得ながら行っていきます。
1-5	第2編 第4章1(4) (P52)	「自他の生命を尊重する精神」や「ボランティア精神」の育成とあるが、平和のための人権尊重教育やボランティア教育と違い、戦時想定の上記教育とはどのようなものか。	万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合の対応に当たっても、平時と同様、自他の生命を尊重し、助け合う精神を育成するものです。
1-6	第2編 第1章第6の2 (P42)	国民保護実動訓練で、学校が会場になったり、生徒、教員、保護者に参加を求める場合、どのような想定や手続で行うのか。通常の「震度5の地震が発生し…」と違い、「〇〇小学校にテロリストが立てこもり…」「サリンが撒か	<p>国民保護実動訓練について、その実施の時期、内容等は未定です。</p> <p>また、学校教育においてどう位置付けられるかは不明ですが、生徒、教員、保護者に対しては、児童・生徒の発達段階等を十分配慮しながら、適切に対</p>

		れ…」「爆破装置が…」といった想定は教育上いかななものか。 また、「協力」は強制するものではないとされてはいるが、実際には学校現場の教員や児童・生徒への動員は、強制に等しいものになるのではないか。	応していきます。
2-1	全体	墨田区が全都に先駆けて国民保護条例を制定し、協議会発足、計画案作成を急いだことに、大変不安と疑問を感じている。	国民保護法が平成16年9月17日に施行され、既に、地方公共団体は、武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合に、国の指定に応じて国民保護対策本部を設置し、直ちに国民保護措置を実施する責務を負っています。このため、国民保護協議会条例については17年度に制定するよう、また、国民保護協議会については、防災会議と同日に開催するよう国から指導がありました。 また、国民保護対策本部条例については、できるだけ早く事態の発生に対応できる態勢を整備するという観点から、国民保護協議会条例と併せて制定することが適切と考えました。 そこで、本区では、防災会議の日程に合わせ、「墨田区国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例」及び「墨田区国民保護協議会条例」を平成17年9月30日に公布・施行し、第1回墨田区国民保護協議会を平成18年2月7日に開催しました。
2-2	全体	この国民保護法（条例）自体が、戦争を前提としており、戦争をしないことに力を尽くすのではなく、戦争に対処することを国民・区民に強いるもので、国民・区民を保護してくれるものではないと考える。	世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。 この国民保護計画は、こうした努力にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態や大規模テロ等が起きた場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の実施について定めるものです。区は、当該計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施しますが、その対処は、あくまでも武力攻撃等によって生じた災害に対するものであり、武力攻撃そのものには一切対応しないものです。 区が国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、国民に対して必要な協力を要請しますが、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであり、強制にわたることはありません。
2-3	第1編 第2章 (P3)	「国民」として扱われず差別・排外されている在日外国人や、「区民」「住民」ではないとして排除されている野	武力攻撃事態や大規模テロ等においても、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されるべきことは当然

		宿労働者がどのように扱われるか不安が募る。「計画（素案）」にも「基本的人権を尊重する」旨の数行にとどまり、具体的には全く触れられていないが、どのように考えているか。	であることから、国民保護措置の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うこととしています。 この基本的人権の尊重は、広く国民に及ぶべきものであり、日本に在留する外国人に対しても原則として等しく及ぶべきものであると考えています。
2-4	第2編 第1章第6の2 (P42)	2004年の東京都総合防災訓練に際して、隅田川両岸で暮らす野宿者のテントが強制排除されるという事態があった。国民保護訓練実施の際に、上記のような野宿労働者の排除を考えているか。野宿生活をしている労働者への差別・排外意識を煽るような行為はやめてほしい。	国民保護訓練について、その実施の時期、内容等は未定ですが、法律、条例等に基づき、適切に対応していきます。
2-5	第3編 (P54~)	災害時の情報伝達、避難誘導、物資の援助などの対象から、野宿労働者を差別・排除する行為があれば、関東大震災時の朝鮮人虐殺のような暴力や虐殺の引き金になりかねない。そのようなことが絶対にないよう対策を講じてほしい。	区は、国民及び日本に居住し、又は滞在している外国人を対象として、情報提供、避難誘導、食品・飲料水等の給与など区の区域に係る国民保護措置を実施します。
3-1	第1編 第5章 (P20)	「武力攻撃」や「大規模テロ攻撃」とは何か。	「武力攻撃」とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、着上陸侵襲、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型を想定しています。 「大規模テロ等（緊急対処事態）」とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為をいい、危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃及び交通機関を破壊手段とした攻撃の4類型を想定しています。
3-2	第3編 第3章3 (P75)	計画中「武力攻撃等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障がない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する」と記載されており、「国民保護」という名称からかけ離れたもののように思える。戦時のとき、「可能な限り」でしかない「保護措置」ということがよく理解できない。	武力攻撃事態や大規模テロ等において、自衛隊の主たる任務は、侵略排除という自衛隊に固有の業務になりますが、自衛隊のもつ人的・物的資源が国民保護措置の実施に当たり必要とされることが想定されます。そうした場合に、主たる任務である侵略排除活動に支障のない範囲で、避難住民の誘導、危険ながれきの除去等の国民保護措置を行うこととなります。
3-3	第2編 第2章1(3) (P44) 第3編 第5章第1の2(3) (P81) 第5章第2の3(6) (P86)	家族に障害者がいるが、何かがあっても、自治会との連携がスムーズにとれるとは思えない。天災・震災等を想定しては、何とか自力でと考え、搬送用の担架を準備している。地域の住民防災組織（町会・自治会）との日常的な連携は簡単ではないのが現状である。信頼関係を築くことは、「障害者」の現実の理解が不可欠だが、すぐに理解されるものではなく、とても時間がかかる。このようなことをどう考えるか。	高齢者、障害者などの災害要援護者に対しては、警報の伝達、避難誘導等の際には特段の配慮が必要であると考えます。 武力攻撃事態や大規模テロ等による災害の発生時、災害要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、地域住民や住民防災組織による協力・連携の体制を平時から確立しておく必要があることから、現在、自然災害において構築している「災害要援護者サポート隊事業」

			を国民保護の面からも推進していきます。 また、今後、自然災害対策として作成を予定している「災害要援護者避難支援プラン」についても、その活用を検討していきます。
4-1	第1編 第1章1(1) (P1)	「区の責務」の規定において、「区は、住民の福祉の向上と、身体・生命および財産を保護すべき基礎的自治体としての自主性とその責務にかんがみ、国民保護法にいう武力攻撃事態等を招来しないよう国に最善の外交努力を求め。」と明記して、日本国憲法の前文の精神と第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）の規定をはじめ、集団的自衛権の否定と憲法遵守の立場を明示するべきである。	世界平和は人類共通の願いです。いかなる理由にせよ、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事はあってはならないと考えております。不断の国際協調や外交努力等により、そうした有事が起きないようにすることが何よりも重要であると考えております。 また、区として、日本国憲法を遵守することは、当然のことと認識しています。 しかしながら、武力攻撃事態や大規模テロ等を起こさないための方途については、国民保護計画の中で定める内容ではありません。墨田区では、この計画とは別に、今後も世界平和実現のために可能な役割を果たしていきます。
4-2	第1編 第1章3 (P1)	「3 他計画との関連」において、「各計画の想定危機の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びそれらへの対処には類似性があると考えられる」としているが、これを削除するべきである。 そもそも自然災害と戦争災害は発生原因が異なるがゆえに、自然科学と予知技術が重要な手段であるか、政治手法において緊張激化や戦争挑発ではなくあくまで平和的な外交努力を堅持するのか、それら自然と戦争への対処方法は全く異なるものである。一部態様の類似性というレトリックをもって、自然防災組織と国民保護組織とを一体化させつつ、自治体の責務を変質させ、住民に戦争体制を容認させていくようなまやかしの世論操作の論述は絶対に許されない。	ご指摘のとおり、武力攻撃事態や大規模テロ等と自然災害とは、発生原因が異なります。 しかし、住民の生命・身体・財産等に重大な被害・影響を及ぼす災害・事件・事故が発生した場合に、その影響・被害を最小限に抑えることを目的として、的確かつ迅速に初動態勢をとる必要があるという点では、各計画には類似性があります。例えば、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生に伴い、火災、家屋倒壊などの災害が起きたことに伴う、避難住民の誘導や、収容施設の供与、食糧の給与等の救援などの措置を行うに当たっては、自然災害への対策と類似性があります。
4-3	第2編 第4章1(1) (P52)	「(1)啓発の方法」の文中、「その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。」を削除すべきである。 「住民への浸透を図る」とは、宣撫工作の表現そのものとしか言いようがない。	武力攻撃事態や大規模テロ等による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態や大規模テロ等において適切に行動する必要があります。そのためには、国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発を積極的に実施する必要があります。
4-4	第2編 第1章第2の6(1) (P33)	「住民防災組織に対する支援」の文中、「住民防災組織は、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平時の予防活動、有事の際の応急協力活動を目的として、結成されている。…区は…組織の育成を支援していく」は、事実と異なる恣意的記載であり削除を求める。 問題のある「防災組織活用論」が一	住民防災組織は、災害対策基本法上の「災害」（豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象又は大規模な火事・爆発など）が発生した場合における区民の自発的な組織として結成されております。そのことを前提に「平常時」に対する言葉として「有事」という言葉を用いましたが、必ずしも正確な表現ではないことから、この部分については、

		<p>方的に主張されているのは事実だが、防災組織イコール国民保護組織ではないし、まして平時と戦争時の活動を意識的に区別し、町会・自治会を母体にした防災組織が、国民保護を目的と確認して活動しているわけではない。そうすべきとは、為政者の危険な願望といっても過言ではないだろう。そうでなければ、「自然災害被害の予防活動、自然災害時の際の応急協力活動を目的」と正確に記述すべきであり、意図的な用語法での概念操作は許されないだろう。</p>	<p>表現を改めます。</p> <p>なお、武力攻撃事態や大規模テロ等による災害が発生した場合には、自助・共助に基づく住民の協力が不可欠であることから、避難住民の誘導や救援等の実施に当たっては、これまで培ってきた自然災害における住民防災組織のご協力が不可欠であると考えております。</p>
4-5	第1編 第1章5(1) (P2)	<p>「5 計画の見直し、変更手続」(1)において、「見直しに当たっては…広く関係者の意見を求める」としているが、同計画に基づいてマニュアル作成や訓練実施計画あるいは備蓄品購入等が実施されていくいわば原則や要綱というべきものを見直す重要局面で、「関係者」として想定されているのが、国民保護協議会の幹事会や防災会議メンバーの数人、数十人の範囲だけとすれば、「広く」という形容詞はごまかしにすぎず、その対象となる住民も関係者であり意見を聴取すべきである。24万区民は単に一方的に措置される対象にすぎないというならば話は別であるが、そうでなければ、「議会審議やパブリックコメントにより広く関係者・区民に意見を求める」と明示すべきである。</p>	<p>国民保護計画を見直すに当たっては、軽微な場合を除き、区民の代表者も入った国民保護協議会に諮問するとともに、関係者の意見を求めることとしています。また、都知事に協議のうえ、区議会へ報告し、公表することとしています。</p> <p>なお、国民保護計画の重要な改定を行う場合には、パブリックコメント等により、住民の意見を求める機会を設けることについても個別に検討いたします。</p>
4-6	第2編 第1章第2の1(4) (P31)	<p>「(4)防衛行動と住民避難との錯綜防止」の文中、自衛隊部隊が区内に集中した場合、住民避難等との錯綜を避けるため区協議会等参加の自衛隊員との連携強化を図り「確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う」とあるが、「住民避難を原則優先事項と確認して、その他の確認事項について、平素から、情報・意見を求め区として判断する」と訂正すべきである。悲惨な地上戦を体験した沖縄では、「軍は住民を守らない」との歴史的教訓から、協議会審議がストップする事態にある。日本軍とは、国体護持・政経中枢の防衛と軍事力の保持に優先するものはないのが常識であるからである。</p>	<p>自衛隊による防衛行動と区が実施する住民避難等の国民保護措置とが錯綜した場合、住民に多大な被害が及ぶ可能性があります。</p> <p>区としては、その責務である住民の生命、身体及び財産を保護し、住民に及ぶ影響を最小とすることを最優先に考え、国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員等を通じて連携強化を図り、自衛隊による防衛行動と区が実施する国民保護措置とが錯綜することのないよう、平素から、情報・意見交換を行います。</p> <p>優先する事項については、武力攻撃等の態様、災害の発生状況など、個々のケースにより異なるので、個々具体的に対応していきます。</p>
4-7	第2編 第1章第6 (P42)	<p>前項に関連して、①「1 研修」において、「(2)職員等の研修機会の確保」では「住民防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う」、②あるいは「(3)外部有識者等による研修」で「自衛隊…等の職員及び学識経験者等を講師に招く」、③また「2 訓練」において、「(4)訓練に当たっての留意事項」では「イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求める」として</p>	<p>武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合には、自助・共助による対処が重要となることから、研修や訓練を実施する際には、住民の避難誘導や救援の実施等について、地域に密着した活動を行っていただいている住民防災組織や町会・自治会にご協力いただき、万が一の場合に、住民に及ぶ被害が最小となるよう、必要な知識・経験を習得していただくことが必要であると考えます。</p> <p>また、区は、住民の生命、身体及び</p>

4-9	第2編 第4章1 (P52)	<p>「1 国民保護措置に関する啓発」の中、「(1)啓発の方法」で「…継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。」とし、また、「(4)学校における教育」で「区教育委員会は、…児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。」とある。</p> <p>墨田区は、上記のような a) 住民向け研修会や講演会等の実施 b) 学校での生命尊重やボランティア精神育成の教育という、戦時教育を行わないよう求める。</p>	<p>a) 武力攻撃事態や大規模テロ等による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態や大規模テロ等において適切に行動する必要があります。そのためには、国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発を積極的に実施する必要があります。</p> <p>b) 学校において、子どもたちの生命、身体等を守るための安全教育を行うことは、学校教育における最も基本的な責務の一つであると考えます。</p>
4-10	第3編 第1章1 (P54) 第3編 第1章2 (P57)	<p>「1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置」について意見を次のように述べる。</p> <p>市町村国民保護モデル計画素案では、政府による事態認定の前段階で、事案発生 の把握をした場合に「緊急事態連絡室(仮称)」を設置して、災害対策基本法等に基づく避難指示、警戒区域設定、救急救助等の対処措置を行うとしていた。しかし、同33頁の図表の注において「※ 2 災害対策基本法上の…。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている」と明記があった。</p> <p>ところで、(素案)57頁において、「2 武力攻撃事態の兆候に関する連絡があった場合の対応」で、区は、政府認定前段階での事案発生 の把握とこれに基づく初動措置の判断をどのように行うのか?の問題を回避して、「兆候の連絡があった場合」災害対策基本法で対応できると規定しているが、これでは「兆候の連絡がない場合」を欠落させている。「兆候の連絡がない場合」を明確に規定すべきである。</p> <p>そうでなければ、法定主義を逸脱して災害態様の類似性をもって非常時であれば政府が法的根拠のない行政措置を地方自治体にトップダウンで指示するというようなことは、絶対に認められない。</p>	<p>多数の死傷者が発生したり、建物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられます。国による事態認定がなく、国民保護対策本部設置指定もない場合は、「危機管理連絡会議」又は「危機管理対策本部」を設置して、初動措置を行います。その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には「災害対策本部」を設置し、国民保護措置に準じた措置を行います。</p> <p>このように、何らかの事態が発生した場合又は武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡があった場合については、国による事態認定の有無、国民保護対策本部設置指定の有無により、適切な初動体制を実施します。</p> <p>しかし、事態の発生がなく、武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡もない場合については、有事ではないため、平時における体制となり、関係機関と連携し、情報の把握に努めることとなります。</p>
4-11	第3編 第2章2(7) (P72)	<p>「(7)現地連絡調整所の設置」で、単に「既に…現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う」としているが、区は、武力攻撃による災害発生にともない、a)先に自衛隊が現地調整所を設置している場合はどのような事態と想定するか? b)先に自衛隊が現地調整所を設置している場合、区職員はそこに参加し、自衛隊が</p>	<p>a) 現地連絡調整所は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合に設置するものであることから、先に自衛隊が同調整所を設置している場合は、自衛隊の防衛行動と関係機関の活動とについて、情報の共有及び活動調整が必要な場合であると想定されます。</p> <p>b) 先に自衛隊が現地連絡調整所を設置した場合でも、自衛隊が一元的に</p>

		一元的に調整することになることについて、まさに住民避難と防衛行動の錯綜状況にあるがゆえに、とくに主体的な判断と業務を規定する必要がある。	調整をすることはありません。区としては、その責務である住民の生命、身体及び財産を保護し、住民に及ぶ影響を最小とすることを最優先に考え、関係機関による活動と区が実施する国民保護措置等が錯綜することのないよう、現地連絡調整所において、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。
4-12	第3編 第3章8 (P78)	「8 住民への協力要請」の中に、「避難住民の誘導」、「避難住民等の救援」、「消火・負傷者搬送・被災者救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置」、「保健衛生の確保」について住民協力を要請するとある。しかし区は、a)武力攻撃事態等の下でのこれらの住民協力の要請を、具体的にはそれぞれどのように想定しているか？ また、b)そのような協力要請を、どのような安全確保の配慮や手段のもとに、どのような住民に対して、おこなうか？ について明示するべきである。そうでなければ、危険かつ緊急事態の中で、安全確保や要請が強制とならないよう保障ができないからである。	a) 国民保護法上、国や地方公共団体が住民に協力を要請できる場合として、①避難住民の誘導、②避難住民等の救援、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置、④保健衛生の確保が挙げられます。具体的には、区職員とともに避難住民の先導をすること、移動中における食糧等の配給をすること、避難所等における食品・飲料水・生活必需品等を避難住民に給与することなどが想定されます。 この協力要請に対して協力するかどうかについては、住民の自発的意思にゆだねられているものであって、その要請に当たって強制にわたるものがあってはならない旨、本計画においても記述しています。 b) 協力する者の安全対策に十分配慮する旨も記述していますが、具体的には、協力をする者に対し、防護衣等必要な資機材を貸与するほか、武力攻撃災害が急迫している場合など、協力する者が危険にさらされるおそれがあると判断される場合は協力の要請を行わないことなどが考えられます。こうした対応については、今後、マニュアル等を整備します。 仮に、要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国及び地方公共団体は、その損害を補償しなければならないこととされています。
4-13	第3編 第5章第2の2 (P83)	「2 避難実施要領の策定」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、【※国の対策本部長による利用指針の調整】という項目で「自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、市(町村)長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係わる調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市(町村)長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第	区は、自衛隊や米軍の行動と区が実施する国民保護措置が錯綜し、住民の生命・身体・財産に多大な影響・被害が生じることのないよう、国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員等を通じて連携強化を図ることとし、平素から、情報・意見交換を行うこととしています。 さらに、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、都を通じて、国の対策本部長に総合調整を行うよう要請することとされており、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整がなされる旨、

		<p>3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市(町村)の意見や関連する情報をまとめる。」とありました。区は、米軍行動円滑化法、特定公共施設利用法により、国が区の意見よりも自衛隊や米軍の意見を優先した利用指針を策定した場合、どのように対応するか?この重大かつ想定される事項について明示すべきである。</p>	<p>本計画に記述しています。 なお、国の対策本部長が「利用指針」を策定した場合には、区は、関係法律の規定に基づき、同指針を踏まえて、適切に対処してまいります。</p>
4-14	<p>第3編 第5章第2の3(7) (P87)</p>	<p>「3 避難住民の誘導」の中、「(7) 残留者等への対応」という項目では、「…残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。」とある。区は、このような警告や指示を行い、国民保護法上の退去命令(114条)や罰則(193条;30万円以下の罰金もしくは拘留)を適用するかどうか?を明示するべきである。</p>	<p>避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合には、当該危険な事態の発生を防止するため、区として必要な警告又は指示をすることができることとされています。区としては、周囲の具体的状況を考慮し、その実施の要否を判断します。なお、この区が行う警告や指示は、実力行使を伴うものではなく、強制的に避難させることとはしておらず、それに従わない者に対する罰則の規定はありません。したがって、区が行う警告や指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、直ちに、退去命令や罰則を適用することはありません。 なお、区は、武力攻撃災害等が発生又は発生しようとしている場合において、当該災害による住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限・禁止し、当該区域からの退去を命ずることができることとされています。その退去命令に従わなかった者に対しては、罰則の適用があります。</p>
4-15	<p>第3編 第5章第2の4 (P89)</p>	<p>「第2 ;弾道ミサイル」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、注記「※」において、a)「我が国に弾道ミサイルを発射しようとする主体(国または国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、」と続けてb)「その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、全ての市(町村)に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。」とある。区は、a)ここで言う国またはそれに準じる者を、いかに認識、想定しているか? b)墨田区地域への弾道ミサイル着弾の可能性を現在ないし近未来についてどのように想定しているか?また近未来はどの程度の期間を想定して保護計画の策定をするか?を明示すべきである。</p>	<p>武力攻撃事態や大規模テロ等は、いつ、どこで、どのような方法により発生するか分かりません。したがって、この計画は、特定の国及び組織からの武力攻撃や大規模テロ等を想定したのではなく、また、一定の期間を想定して作成するものでもありません。</p>
4-16	<p>第3編 第5章第2の4 (P89)</p>	<p>「第2 避難住民の誘導等;ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、a)「急襲的な攻撃に際しては」として「避</p>	<p>区は、区が実施する国民保護措置と自衛隊による防衛行動とが競合しないように、都を通じて、国の対策本部長に総合調整を行うよう要請することと</p>

		<p>難実施要領の作成に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要」とあります。また、b)「昼間の都市部において突発的事態に事案が発生した場合の対応」として、「特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持たせることが必要である。」としている。</p> <p>区は、国や自衛隊が区（市町村）ではなく自衛隊等の活動を優先するよう助言（指示）してきたとき、どのように対応するお考えか？を明示するべきである。</p>	<p>しています。</p> <p>また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合には、区は、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本としつつ、関係機関の意見を聴き、それら機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する旨、本計画に記述しています。</p>
4-17	<p>第2編 第2章2 (P45) 第3編 第5章第2の2 (P83)</p>	<p>「第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処」の中、市町村国民保護モデル計画素案では、【避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)】で、「(避難誘導における留意点)」の「8. 住民の「自助」努力による取組みの促進」(112頁)として、a)「災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、・・・ 個人の自助努力が鍵であるとされている。」あるいは「事案の発生直後は、・・・ 行政側の対応には一定の限界がある」としている。さらに、b)「各市(町村)においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。」(112頁)としている。</p> <p>区は、このような認識に関して(素案)ではいっさい触れておらず、明示するべきである。</p>	<p>避難実施要領のパターンについては、今後、本計画を踏まえて作成することとしており、ご指摘の記述についても、検討させていただきます。</p>
5-1	全体	<p>墨田区は関東大震災時における朝鮮人虐殺事件が、墨田区内で起きたとは確認できないと聞きましたが、この原案を読む限り、歴史の反省に立った法律とは思えない。そうした事実がないから、考えなくともよいと思っているのか。</p>	<p>関東大震災時において、「朝鮮の人々が暴動を起こす」という根拠のないうわさが流れ、自警団や軍隊により朝鮮や中国の人々が虐殺されるという事件が起きたことは、事実であると認識しております。墨田区内で、そのような事件が発生したことについても推測されるどころです。</p> <p>国民保護計画の作成に当たっては、この教訓を課題とし、区の責務として、区民への正確かつ迅速な情報の伝達が重要であると考えております。そこで、本計画においては、「国民保護措置に関する基本方針」の中で、国民保護措置を実施するに当たり特に留意すべき事</p>

			<p>項として「国民に対する情報提供」を挙げており、区は、武力攻撃事態や大規模テロ等においては、「国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する」(第1編第2章)こととしているほか、国民保護対策本部における広報体制として、「情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する」(第3編第2章2(5)) こととしています。</p>
5-2	全体	<p>東京大空襲での多くの犠牲者を出した、墨田区における「国民」ではなく「区民」を守る立場に立つべきではないのか。</p>	<p>区は、国民保護法上、区の区域に係る国民保護措置を実施することとされています。武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、区は、当然に、区民の皆さんに対して、国民保護措置を実施しますが、併せて、他の区域から本区へ通勤・通学する者等に対しても、国民保護措置を実施する必要があります。そこで、本計画は、保護の対象を「区民」だけに限るのではなく、広く「国民」としています。</p>